

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

平成28年7月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、障害者や障害児、難病患者等(以下「障害者」という。)に関する社会福祉施設等の設置及び管理・運営を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が行う障害者に関する社会福祉施設の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(目的)

第2条 この要綱に定める補助金は、本市の区域内に障害者に関する社会福祉施設の整備を行う法人に対し、本市が補助することが必要と認める施設について、当該施設に必要と認める施設整備費(以下「整備費」という。)の一部を補助することにより、当該施設を利用する障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 この補助金の交付対象事業は、次のいずれかの条件に該当するものとする。

- (1) 法人が社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働事務次官通知)に基づく社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)及び山口県障害福祉施設整備費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)に定める社会福祉施設等を国、県の補助により整備する場合で、その施設が障害者に関する施設であり、本市が補助することが必要と認める事業(以下「補助事業」という。)
- (2) 前号に定める事業以外で、国、県からの補助金の交付を受けないが、強度行動障害判定基準表により判定される強度行動障害者に関する

施設整備事業等地域におけるサービス基盤を確保する上で、施設整備の必要性及び緊急性が高いと市長が特に認める事業(以下「単独事業」という。)

(補助対象施設整備等)

第4条 この要綱が補助対象とする施設整備及び補助基本額は、その年度内に工事の完了が見込めるもので、次の各号に定めるところによる。

(1) 施設整備

- ア 国要綱第2の3の(2)に定める施設整備
- イ 国要綱第2の3の(3)に定める施設整備
- ウ 国要綱第2の3の(4)に定める施設整備
- エ 国要綱第2の3の(5)に定める施設整備
- オ 県要綱第3条第2項に定める施設整備

(2) 補助基本額 国、県の補助事業による補助基本額。ただし、障害者自立支援基盤整備事業による定額補助を受ける法人等で、工事請負額が10,000千円を超える場合は、工事請負額を補助基本額とし20,000千円を限度として補助基本額を設定することができる。

(補助対象施設)

第5条 補助対象施設は、別表に定める施設の種類とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、市の予算の範囲内において、第4条第2号に定める補助基本額に別表により補助対象施設区分ごとに定めた補助率を乗じて得た額の範囲内とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の協議)

第7条 法人が補助金の交付を受けようとするときは、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助協議書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の規定による協議書を提出した後、その内容に変更が生じた場合

は、速やかに変更部分に係る関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第8条 市長は、前条の規定により提出された補助協議書の内容を審査して適正であると認めるときは、法人に対して補助金の額の内定を行い、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付内示通知書(様式第2号)により法人に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の内示をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の内示を受けた法人は、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を法人に通知するものとする。

(事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた法人が、事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業変更等承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第12条 市長は、前項に定める事業変更等承認申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、事業変更等承認(不承認)通知書(様式第6号)により、法人に通知するものとする。

(事業が完了しない場合等)

第13条 法人は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければな

らない。

(事業完了報告書の提出)

第14条 法人は、事業が完了したときは、完了後1か月以内に防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助事業にかかる事業完了報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金確定通知書(様式第8号)により法人に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第16条 法人は、市長から前条の規定に基づく通知書を受領した後、速やかに市長に対し補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により法人から補助金の請求が行われ、これを適法なものとして認めた場合は、その請求から30日以内に法人に補助金を支払うものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告及び検査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた法人に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは職員に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第19条 市長は、補助金の交付を受けた法人が次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により付した条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に誤りがあったとき。

- (4) 事業を中止又は廃止したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の決定の全部又は一部について取消しを行った場合、法人に対し補助金の返還を求めるものとする。
 - 3 法人は、第1項の規定による取消しが行われた場合は、取り消された部分にかかる補助金の交付の請求又は損害賠償の請求をすることができない。

附則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設の種類	補助率
1 障害福祉サービス事業所等 (国要綱第2の4(3)) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に基づく第13項・第14項・第15項の規定) ・障害福祉サービス事業所 ・障害者支援施設 ・自立訓練施設 ・就労移行支援施設 ・就労継続支援施設	1 / 8
2 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所 (国要綱第2の4(4))	1 / 8
3 身体障害者社会参加支援施設 (国要綱第2の4(5))	1 / 8
4 児童福祉施設等 (国要綱第2の4(6)) (児童福祉法第7条の規定) ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業所	1 / 8
5 保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所 (国要綱第2の4(7))	1 / 8
6 福祉ホーム (国要綱第2の4(8))	1 / 8
7 応急仮設施設 (国要綱第2の4(9))	1 / 8

施設の種類	補助率
8 地域移行支援型ホーム (国要綱第2の4(10))	1 / 8
9 その他の施設 (国要綱第2の4(11))	1 / 8

様式第1号(第7条関係)

(宛先)防府市長

法人名

理事長名

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助協議書

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金について、防府市障害者社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて協議します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 整備等の種類
- 4 添付書類
 - ・事業計画書(別紙1)
 - ・その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 施設の概要

事業種別				
施設の名称				
施設所在地 (整備予定地)				
運営法人				
本補助金対象外施設との合築有無	有 ・ 無			
施設整備区分	I 創設 II 増築 III 改築 IV 大規模修繕等 V スプリンクラー設備等整備 VI 老朽民間社会福祉施設整備 VII 応急仮設施設整備 VIII 避難スペース整備			
定 員	現行のサービス種類及び定員		整備後のサービス種類及び定員	
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名

2 事業の必要性等

事業概要	
必要性 緊急性	

3 施設の整備内容等

(1) 施設の規模及び構造

建物の構造	造・階建て		
建物面積	建築面積：	m ² 延べ床面積：	m ²

(2) 建設用地の状況(大規模修繕、スプリンクラー設備等整備は記入不要)

※枠が不足する場合は適時追加し、全ての筆について記入すること。

建設用地	用地地番	地目	面積 (m ²)	登記上 所有者	自己所有 ・借地の別	備考
					<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地	
					<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地	

(3) 地域住民の本整備事業への理解の状況等

4 事業計画(事業費内訳)

事業費内訳		金額(円)	備考
本 体 工 事 費	主体工事費		
	工事事務費		
	小計(本体工事費)		
スプリンクラー設備等工事費			
暖房・冷房設備工事費			
浄化槽設備工事費			
介護用リフト等特殊付帯工事費			
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費			
その他の工事費			
土地取得費(土地購入費、事務経費等)			
合計			

5 資金計画(財源内訳)

財源	金額(円)	備考
国庫補助金(補助率 1/2)		
県補助金(補助率 1/4)		
市補助金(補助率 1/8)		
民間補助金		
借入金		
寄付金		
自己資金		
その他		
合計		

6 土地利用規制等の状況

(該当にすべて「○」をする。)		確認先
<input type="checkbox"/>	①土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)	「山口県土砂災害ポータル」 (県砂防課ホームページ)
<input type="checkbox"/>	②土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	
<input type="checkbox"/>	③都市計画区域(都市計画法) <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	県土木建築事務所又は市都市計画課、 市建築課
<input type="checkbox"/>	④保安林(森林法)	県農林事務所森林部森林保全課
<input type="checkbox"/>	⑤自然公園内(自然公園法)	
<input type="checkbox"/>	⑥農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律、農地法)	市農林水産振興課又は市農業委員会
<input type="checkbox"/>	⑦砂防指定地(砂防法)	県土木建築事務所
<input type="checkbox"/>	⑧地すべり防止区域(地すべり等防止法)	
<input type="checkbox"/>	⑨急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	
<input type="checkbox"/>	⑩その他()	
特記事項		

7 施工計画

- (1) 契約予定日 年 月 日
 (2) 着工予定日 年 月 日
 (3) 完成予定日 年 月 日
 (4) 事業開始予定日 年 月 日

8 その他参考事項

【添付書類】 次の(1)～(5)((6)、(7)は該当の場合のみ)について必ず添付すること。

番号	書類内容	チェック欄(○印)	
(1)	位置図等	①整備場所を示す地図(目標物・公道等が記入されたもの)	
		②建設用地に係る公図の写し(現況のもの)	
		③土地の登記事項証明書の写し(現況のもの)	
		④造成計画図(造成不要の場合は現況平面図)	
(2)	建物平面図(イメージ図で可)		
(3)	工事費見積書(概算で可)		
(4)	法人の財務状況が確認できる書類(財務諸表、整備事業の歳入歳出予算見込書抄本等)		
(5)	法人の事業内容等が確認できる書類(パンフレット等)		

※以下、国、県の補助金の交付を受ける場合

(6)	(国庫補助金の交付を受ける場合)補助金交付決定通知書の写し 又は補助予定額内示通知書の写し	
	(県補助金の交付を受ける場合)補助金交付決定通知書の写し 又は補助予定額内示通知書の写し	

※以下、創設、改築等で、建設用地を購入又は借地で確保する場合

(7)	(法人取得予定の場合)土地所有者の譲渡確約書の写し	
	(市からの借地の場合)市からの貸与又は土地使用に関する確約書の写し	
	(民間からの借地の場合)土地所有者からの土地使用に関する確約書の写し	

様式第 2 号(第 8 条関係)

法人名

理事長

防府市長

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付内示通知書

年 月 日付けで事業計画協議のありました防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり補助金の額を内定したので、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

補助金交付内示額 金

様式第3号(第9条関係)

(宛先)防府市長

法人名

理事長名

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第9条に定めるところにより、下記のとおり補助金を交付されるよう、別添関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書(別紙1)
- ・その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 施設の概要

事業種別				
施設の名称				
施設所在地 (整備予定地)				
運営法人				
本補助金対象外施設との合築有無	有 ・ 無			
施設整備区分	I 創設 II 増築 III 改築 IV 大規模修繕等 V スプリンクラー設備等整備 VI 老朽民間社会福祉施設整備 VII 応急仮設施設整備 VIII 避難スペース整備			
定員	現行のサービス種類及び定員		整備後のサービス種類及び定員	
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名

2 事業の必要性等

事業概要	
必要性 緊急性	

3 施設の整備内容等

(1) 施設の規模及び構造

建物の構造	造・階建て		
建物面積	建築面積：	m ² 延べ床面積：	m ²

(2) 建設用地の状況(大規模修繕、スプリンクラー設備等整備は記入不要)

※枠が不足する場合は適時追加し、全ての筆について記入すること。

建設用地	用地地番	地目	面積 (m ²)	登記上 所有者	自己所有 ・借地の別	備考
					<input type="checkbox"/> 自己所有	
					<input type="checkbox"/> 借地	
					<input type="checkbox"/> 自己所有	
					<input type="checkbox"/> 借地	
					<input type="checkbox"/> 自己所有	
				<input type="checkbox"/> 借地		

(3) 地域住民の本整備事業への理解の状況等

4 事業計画(事業費内訳)

事業費内訳		金額(円)	備考
本 体 工 事 費	主体工事費		
	工事事務費		
	小計(本体工事費)		
スプリンクラー設備等工事費			
暖房・冷房設備工事費			
浄化槽設備工事費			
介護用リフト等特殊付帯工事費			
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費			
その他の工事費			
土地取得費(土地購入費、事務経費等)			
合計			

5 資金計画(財源内訳)

財源	金額(円)	備考
国庫補助金(補助率 1/2)		
県補助金(補助率 1/4)		
市補助金(補助率 1/8)		
民間補助金		
借入金		
寄付金		
自己資金		
その他		
合計		

6 土地利用規制等の状況

(該当にすべて「○」をする。)		確認先
<input type="checkbox"/>	①土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)	「山口県土砂災害ポータル」 (県砂防課ホームページ)
<input type="checkbox"/>	②土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	
<input type="checkbox"/>	③都市計画区域(都市計画法) □市街化区域□市街化調整区域	県土木建築事務所又は市都市計画課、市建築課
<input type="checkbox"/>	④保安林(森林法)	県農林事務所森林部森林保全課
<input type="checkbox"/>	⑤自然公園内(自然公園法)	
<input type="checkbox"/>	⑥農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律、農地法)	市農林水産振興課又は市農業委員会
<input type="checkbox"/>	⑦砂防指定地(砂防法)	県土木建築事務所
<input type="checkbox"/>	⑧地すべり防止区域(地すべり等防止法)	
<input type="checkbox"/>	⑨急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	
<input type="checkbox"/>	⑩その他()	
特記事項		

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

法人名
理事長 様

防府市長 印

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金

様式第5号(第11条関係)

(宛先)防府市長

法人名

理事長名

防府市障害者社会福祉施設等整備事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた防府市障害者社会福祉施設等整備事業について、下記の理由により(変更・中止・廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更等年月日 年 月 日
- 2 変更等の理由
- 3 変更等の内容

- 4 変更交付申請額

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 変更承認申請額	金	円
(3) 差引増減額	金	円
- 5 添付書類
 - ・変更箇所等が確認できる書類
 - ・その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

法人名
理事長 様

防府市長 印

防府市障害者社会福祉施設等整備事業変更等承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました事業変更等承認申請については、次のおり(承認・不承認)することと決定しましたので、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 補助金交付額金 円
- 3 不承認の理由

様式第7号(第14条関係)

(宛先)防府市長

法人名

理事長名

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助事業にかかる
事業完了報告書

年 月 日付け第号により交付決定を受けた標記補助事業について、事業が完了しましたので、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第14条に定めるところにより、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 添付書類
 - ・ 事業実績書(別紙1)
 - ・ その他市長が必要と認める 書類

事業実績書

1 施設の概要

事業種別				
施設の名称				
施設所在地				
運営法人				
本補助金対象外施設との合築有無	有 ・ 無			
施設整備区分	I 創設 II 増築 III 改築 IV 大規模修繕等 V スプリンクラー設備等整備 VI 老朽民間社会福施設整備 VII 応急仮設施設整備 VIII 避難スペース整備			
定員	現行のサービス種類及び定員		整備後のサービス種類及び定員	
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名
		名		名

2 施設の構造及び面積

建物の構造	造・階建て		
建物面積	建築面積：	m ² 延べ床面積：	m ²

3 事業実績(事業費内訳)

事業費内訳		金額(円)	備考
本体 工事 費	主体工事費		
	工事事務費		
	小計(本体工事費)		
スプリンクラー設備等工事費			
暖房・冷房設備工事費			
浄化槽設備工事費			
介護用リフト等特殊付帯工事費			
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費			
その他工事費(解体撤去費、設計費等)			
土地取得費(土地購入費、事務経費等)			
合計			

4 歳入実績(財源内訳)

財源	金額(円)	備考
国庫補助金(補助率 1/2)		
県補助金(補助率 1/4)		
市補助金(補助率 1/8)		
民間補助金		
借入金		
寄付金		
自己資金		
その他		
合計		

5 施工実績

- (1) 契約日 年 月 日
- (2) 着工日 年 月 日
- (3) 完成日 年 月 日
- (4) 事業開始日 年 月 日

6 その他参考事項

【添付書類】 次の(1)～(6)について必ず添付すること。

番号	書類内容	チェック 欄(○印)
(1)	工事請負契約書の写し (※賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ))	
(2)	工事完了を確認するに足る検査済証の写し(建築基準法第7条第3項又は第18条第7の規定による検査済証)	
(3)	建物配置図、各階平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (※交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可)	
(4)	建物内外の主要部分の写真	
(5)	工事費支払領収書の写し	
(6)	整備事業の歳入歳出決算書(見込書)抄本	
(7)	火災保険・地震保険契約書の写し	

様式第8号(第15条関係)

第 号
年 月 日

法人名
理事長 様

防府市長 印

防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金について、防府市障害者社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第15条の規定により金額を下記のとおり確定しましたので通知します。

1	交付決定額	金	円
2	交付済額	金	円
3	交付確定額	金	円
4	返納額	金	円